

●エルダースタッフ労働協約【本則】

本則		
現行	改訂	備考
第1章 総則	第1章 総則	
第104条(組合員の範囲) エルダースタッフは、別に定める者を除きすべて組合員でなければならない。	第104条(組合員の範囲) エルダースタッフは、すべて組合員でなければならない。	別の定め設定なし削除へ
第15章 効力	第15章 効力	
第1504条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。	第1504条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。	・有効期間の更新
第1505条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。	第1505条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028</u> 年3月31日を超えることはできない。	・有効期間の更新
第16章 付則	第16章 付則	
<u>2025</u> 年3月31日  株式会社 エムアイカード 代表取締役 <u>梅田 貴生</u>  三越伊勢丹グループ労働組合 エムアイカード支部執行委員長 <u>益田 直哉</u>	<u>2026</u> 年3月31日  株式会社 エムアイカード 代表取締役 <u>梅田 貴生</u>  三越伊勢丹グループ労働組合 エムアイカード支部執行委員長 <u>益田 直哉</u>	・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする